

横須賀市報

号外第 18 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

監査委員公表

- ◇監査の結果報告に係る措置の公表について…………… 1
- ◇監査結果の報告について…………… 12
- ◇包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について…………… 24

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和2年第6号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和2年5月11日付け横須賀市監査委員公表令和2年第4号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年8月11日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦彦
同	西 郷 宗 範
同	嘉 山 淳 平

[環境政策部]

1 予算の執行に関する事務

里山的環境保全活用事業において、市は土地所有者と「里山的環境保全・活用事業にかかわる覚書」を締結しているが、この覚書締結に係る決裁区分は、専決規程によれば、部長決裁と定められている。しかし、当該覚書締結については、課長決裁により行われていたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。(自然環境共生課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程に対する認識不足から生じたものであったので、今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 旅費の支出において、平成31年4月分の旅費(都市緑地保全事業)の算出誤りにより支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。(自然環境共生課)

措置の内容

支給超過が生じていた旅費については速やかに戻入した。今後は、旅費の支給について適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (2) 八幡公園鉄道用地使用料の支出について、賃借期間終了前に1年間分の土地借上料を支出しているが、前金払ではなく通常払により支出していたので、今後は、地方自治法に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(公園管理課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、支出事務手続の際、入力内容の確認漏れから生じたものであったので、今後は、入力内容の確認を怠ることなく、地方自治法に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (3) 鳥取県視察出張旅費のうち出張者に対して支出した宿泊料、鉄道賃等の旅費について、支払調書により支出手続を行う必要があるところ、資金前渡領収書により支出手続が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。(公園管理課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、支出事務手続の際、添付資料の確認漏れから生じたものであったので、今後は、添付資料の確認を怠ることなく、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

3 契約に関する事務

- (1) 中央公園リニューアル事業実施設計業務について、契約金額が300万円を超える業務委託であるため、「業務委託契約書（工事委託）」により契約事務を行う必要があるが、「業務委託請書（工事委託）」により契約事務が行われていたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（公園建設課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の確認不足から生じたものであったので、更なるチェック体制を整えるとともに、今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (2) 予算決算及び会計規則では、工事請負費の支出について支出負担行為として整理する時期は、契約締結のときとされているが、（仮称）追浜公園総合練習場整備工事（継続事業）において、本契約日より前に支出負担行為が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行われたい。（公園建設課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の確認不足から生じたものであったので、更なるチェック体制を整えるとともに、今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

4 財産管理に関する事務

- (1) 郵便切手、はがき等の管理において、物品受払簿が作成されておらず、受払いの経過が明らかにされていなかったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。（公園管理課）

措置の内容

物品受払簿が作成されていなかったとの指摘を受け、物品受払簿を作成するとともに、今後は、物品会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよ

て、当該期間の物件売渡契約（単価契約）を締結したうえ、売渡予定数量から算出した予納金を各月ごとに収納し、その後、契約期間における実績に応じた売渡確定額を決定し、予納金との差額を精算している。この実績に応じた物件の売渡しに係る検査等の結果報告については、契約事務取扱規程によると、主管部長等の指定する職員が立会いを行い、物件売渡報告書により主管部長等に報告しなければならないと規定されている。しかし、当該報告書は作成されていたものの、主管部長等に回議されていなかったため、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（リサイクルプラザ）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の確認不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

- (1) 契約規則では、修繕請負で契約金額が 300万円を超えるときは契約書を市に提出しなければならないと規定されているが、リサイクルプラザ屋上災害復旧小破修繕において、契約書の提出ではなく、請書を徴していたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（リサイクルプラザ）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の確認不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (2) 契約規則では、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を徴するものとする規定されている。リサイクルプラザ屋上中央部小破修繕について、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）として随意契約理由書を添付し、入札に適さないとする性質又は目的は経年劣化により雨漏りをおこしたため緊急の修繕が必要として、防水施工に精通しており過去においても実績のある業者と特命随意契約（1社随意契約）しているが、本件と同様の雨

漏りによる緊急の修繕においては、当該業者以外に1人、計2人の者から見積書を徴して契約していることから、本件は競争性のある契約であるので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(リサイクルプラザ)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の確認不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (3) 契約事務取扱規程では、委託料に係る契約について、主管課長等が契約事務を行うことができる上限金額は50万円と規定されているが、南処理工場金属類粗大ごみ処分委託（平成31年度第1期）に係る契約において、当該上限金額を超えていたものの主管課長が契約事務を行っていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(南処理工場)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の確認不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (4) 南処理工場金属類粗大ごみ処分委託において、単価による契約であることから履行期間に対する予定数量に単価を乗じて得た額が主管課長が契約事務を行うことができる金額であるとして契約事務を行っていたが、単価が上昇していることから令和元年度第2期7月以降、履行期間を短縮して主管課長が契約事務を行うことができる金額に調整して契約事務を行っていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(南処理工場)

措置の内容

今後は、市場を注視するとともに契約に係る各規定に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

[経済部]

1 契約に関する事務

契約履行規則によれば、一般委託の給付が完了したときは完了届を市長に

提出しなければならない旨定められている。しかし、産業廃棄物（汚泥）処分業務委託について、完了届は提出されていたものの、専決規程に定める課長決裁を得ていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

（農業水産課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、確認を漏れなく実施し、適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[土木部]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 広域幹線道路整備促進事業の「臨時職員の任用について（4月～9月）」の決裁文書について、決裁日及び完結日が任用の日より後の日付になっていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。（交通計画課）

措置の内容

今後は、決裁文書について適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (2) 溝渠使用期間更新の許可に係る「平成31年度溝渠使用許可について（有償・更新）」の決裁文書について、起案日等が溝渠使用許可日より後の日付になっていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

（河川・傾斜地課）

措置の内容

今後は、決裁文書について適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (3) 予算決算及び会計規則では、予算を執行しようとするときは、あらかじめ回議しなければならないと規定されている。しかし、「令和元年度所有者不明土地法講習会」の負担金（受講料）の支出に係る予算の執行について、あらかじめ回議することなく受講していたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（河川・傾斜地課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内

において周知徹底した。

2 収入に関する事務

専決規程では、歳入の調定・賦課について、課長専決事項と規定されている。しかし、次の歳入の調定において、課長決裁が行われていなかったため、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・ 3019地下埋設管（外径0.07m～0.10m）の道路占用許可に係る道路及び附属物占用料
- ・ 北資材置場の事務所敷地他（No.36～40）の行政財産目的外使用許可に係る使用料の雑入（道路維持課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

3 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、道路構造物設計演習受講のための宿泊旅費の支出について、令和元年8月23日に用務が終了したにもかかわらず、同年9月20日に精算手続が行われていたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（土木総務課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、用務終了後速やかに精算を行い、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (2) 専決規程では、所属職員の市外出張命令について、課長専決事項と規定されている。しかし、普通旅費10月分（交通計画推進事務費）の支出に係る出張命令書において、課長決裁が行われていないものがあったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（交通計画課）

措置の内容

今後は、所属職員の出張命令について専決規程に基づいた適正な決裁等

事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (3) 10月分旅費（スマートインターチェンジ普通旅費）の支出において、市外出張に係る旅費額の算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、適正な事務処理に改められたい。（道路建設課）

措置の内容

支給不足については、追給手続きを行った。

今回の指摘事項の原因は、市外出張に係る旅費額の算出確認不足から生じたものであった。今後は、旅費額の支給について適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

- (4) 予算決算及び会計規則では、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、次の交際費、負担金及び手数料の支出について、精算手続が遅延していたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（資金前渡の精算が遅延していた支出）

所 属 名	件 名	事件又は 用務終了日	精 算 日
土木総務課	土砂災害防止「全国の集い」意見交換会出席の際の交際費	令和元年6月6日	令和元年7月23日
	令和元年度研修「道路構造物設計演習」受講に伴う負担金	令和元年8月23日	令和元年9月20日
河川・傾斜地課	不法投棄家電のリサイクル手数料	令和元年6月25日	令和2年2月17日
	不法投棄家電のリサイクル手数料追給分	令和元年6月25日	令和2年2月17日

（土木総務課及び河川・傾斜地課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、事件又は用務終了後速やかに精算を行い、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

4 財産管理に関する事務

所管する道路維持センターの公有財産建物台帳（副簿）について、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（道路維持課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、公有財産規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

[選挙管理委員会事務局]

1 契約に関する事務

- (1) 横須賀市議会議員選挙公営ポスター掲示場の保守管理及び撤去業務委託に係る完了検査については、契約事務取扱規程によれば、検査を行う場合は、立会人及び契約者又はその使用人の立会いのうえに行い、検査員は検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により主管部長等に報告しなければならない旨定められている。しかし、当該完了検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。（選挙管理課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

- (2) 投票用紙計数機購入に係る物件納入検査については、契約事務取扱規程によれば、検査を行う場合は、立会人及び契約者又はその使用人の立会いのうえに行い、検査員は検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により主管部長等に報告しなければならない旨定められている。しかし、当該物件納入検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められた

い。

(選挙管理課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

2 財産管理に関する事務

郵便切手の管理において、一部の郵便切手で保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあったので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(選挙管理課)

措置の内容

当該郵便切手に係る受払簿は、適正な残数に修正した。

今回の指摘事項の原因は、消費していない郵便切手を誤って受払簿に記載したことから生じたものであった。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、局内において周知徹底した。

[農業委員会事務局]

1 予算の執行に関する事務

農業者年金事業に係る臨時職員の任用決裁文書において、決裁日が任用期間の満了後となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(農業委員会事務局)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、事務処理の進行管理不足から生じたものであった。

今後は、任用期間前までに決裁完了となるよう進行管理を行い、適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

横須賀市監査委員公表

令和2年第7号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年8月11日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	西	郷	宗範
同	嘉	山	淳平

総務部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

総務部の所管に属する平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

原稿執筆に係る歳入手続きについては、令和元年6月6日に請求権が発生していたため、地方自治法に基づきこの時点で調定及び納入義務者に対して納入の通知をしなければならなかったが、令和元年6月21日に調定を行っていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(人事課)

(2) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則第51条では、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないと規定されているが、実務労働安全衛生便覧等の追録に係る消耗品費の支出において、請求書のあて名がないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(人事課)

イ 8月分の職員の市内出張旅費支給において、旅費支給事務取扱要領によれば、「通勤定期乗車券相当額を通勤手当として支給を受ける職員が出張する場合、出張経路上において通勤手当の定期乗車券支給対象区間が含まれるときは、当該区間にかかる旅費は支給せず、重複していない区間のみを乗車した場合の旅費を支給する」との規定に基づいて旅費を算出したものの、支給誤りがあった。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(会計課)

ウ 防火・防災管理「新規講習」に係る旅費について、後払いとする出張で第8号様式乙出張命令書を作成していたが、出張命令書に出張者の押印がなく、また、令和元年6月19日に用務が終了しているが、令和2年5月17日時点で支出が行われていなかった。また、運行管理者等基礎講習に係る旅費についても令和2年1月23日に用務が終了しているが、令和2年5月17日時点で支出が行われていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(3) 契約に関する事務

ア 本庁舎等清掃業務委託に係る完了検査について、契約事務取扱規程に基づき検査員及び立会人が連署した検査書により主管課長に対して報告する必要があったが、令和元年6月分及び9月分の検査書は課長

決裁を得ておらず、同年10月分は、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

イ 公用車車庫5階非常扉小破修繕に係る完了検査について、契約事務取扱規程に基づき検査員が署名した検査書により主管課長に対して報告する必要があったが、検査書に課長の決裁を得ていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

ウ 時間外システム運用支援委託に係る完了検査について、契約事務取扱規程に基づき検査員は検査書に署名のうえ主管課長に対して報告する必要があったが、令和元年9月分及び令和2年1月分の検査書は検査員の署名のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(人事課)

エ 時間外システム用ソフトウェア保守委託に係る完了検査について、契約事務取扱規程に基づき検査員が署名した検査書により主管課長に対して報告する必要があったが、平成31年4月分の検査書は課長決裁を得ておらず、令和元年9月分及び令和2年1月分の検査書は検査員の署名のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(人事課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
本庁舎1号館2階 建具改修工事 (総務課)	64,060,929円	平成31年3月29日	平成31年3月29日 ～ 令和2年1月16日
本庁舎1号館3階 内装改修工事 (総務課)	12,398,400円	令和元年6月4日	令和元年6月4日 ～ 令和元年8月15日

文化スポーツ観光部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

文化スポーツ観光部の所管に属する平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、浦賀奉行所開設300周年事業打ち合わせに係る函館市役所への出張旅費（調達依頼分）の支出について、令和元年10月1日に用務が終了したにもかかわらず、同年10月24日に精算手続きが行われていたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（企画課）

イ 次の旅費の支出において、市外出張に係る旅費額の算出誤りにより支給超過が生じていたため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

- ・浦賀奉行所開設300周年事業打ち合わせに係る函館市役所への出張旅費（委託対象外、後払い分）
- ・日本遺産サミットin高知出席に係る出張旅費

（企画課及び観光課）

ウ 専門委員の報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、その月分の報酬は翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、文化行政専門委員報酬について、4月分及び5月分が令和元年7月12日に支給されていたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（文化振興課）

エ 非常勤特別職員の月額による報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・令和元年度第2回横須賀市スポーツ推進審議会出席委員報酬（令和元年11月8日開催分、同年12月19日支給）
- ・体育功労者選考委員会出席委員報酬（令和元年8月22日開催分、同年10月1日支給）

- ・商業振興補助事業審査委員会出席委員報酬（令和元年6月27日開催分、同年8月2日支給）

（スポーツ振興課及び商業振興課）

（別表）

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
西体育会館相談室 ほか空調設備改修 工事 (スポーツ振興課)	14,249,215円	令和元年8月30日	令和元年8月30日 ～ 令和元年12月19日
くりはま花の国プ ール屋上改修その 他工事 (スポーツ振興課)	96,996,729円	令和元年9月13日	令和元年9月13日 ～ 令和2年2月12日

健康部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

健康部の所管に属する平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

ア 一般会計から病院事業会計に対する出資金（市民病院分及びうわまち病院分）の支出について、病院事業会計では、地方公営企業法第17条の2第1項第2号（当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費）に該当する義務的経費として一般会計に対して出資金を請求していたが、一般会計から病院事業会計への出資金の支出に係る予算執行伺では、同法第18条（出資）に基づく任意の出資金の支出として事務処理が行われていた。

本件出資金は、その性質及び目的から、同法第17条の2（経費の負担の原則）の規定に基づく地方公共団体の一般会計において義務的に地方公営企業の経費を負担する出資であると認められることから、一般会計においては、今後は適正な事務処理に改められたい。

（地域医療推進課）

イ 専決規程では、健康安全科学センター所長の2日以上市外出張については、部長専決事項と定められているが、令和元年度第70回地方衛生研究所全国協議会総会への参加に係る出張命令書（乙様式）において、健康安全科学センター所長の2日以上市外出張を同所長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（健康安全科学センター）

(2) 支出に関する事務

旅費の支出において、令和元年7月分の旅費（在宅医療・介護連携推進事業）の算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（地域医療推進課）

(3) 契約に関する事務

ア 次の業務委託の随意契約理由書において、随意契約とする場合の地方自治法施行令の適用条項が第167条の2第1項第1号該当（契約規則第21条第6号の規定による50万円を超えない額の業務委託契約）と記載されていたが、いずれも予算執行額と不整合なものとなっていたので、随意契約とするのであれば、同令の適合する条項を随意契約理

由書に記載するよう、今後は適正な事務処理に改められたい。

- ・馬門山墓地樹木剪定業務委託（台風処理分）

契約日 令和元年9月9日 予算執行額 626,400円

- ・馬門山墓地樹木植栽管理業務委託（台風19号処理分）

契約日 令和元年11月11日 予算執行額 2,342,000円

（健康総務課）

イ 令和元年11月25日付け契約の馬門山墓地樹木植栽管理業務委託（台風19号処理分）について、契約先の選定理由を明らかにする資料が添付されないまま契約手続が行われていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（健康総務課）

ウ 市民病院火災報知設備その他更新工事の工事請負変更契約書に横須賀市長の印が押印されていなかったため、契約書を作成する場合には、地方自治法第234条第5項の規定に基づき契約書に記名押印を適正に行うよう、工事の積算等を所管した部署に申し入れられたい。

（地域医療推進課）

（別表）

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
市立病院除害施設前処理設備その他改修工事 （地域医療推進課）	53,900,000円	令和元年11月11日	令和元年11月11日 ～ 令和2年2月28日
市民病院火災報知設備その他更新工事 （地域医療推進課）	68,937,783円	令和元年11月16日	令和元年11月16日 ～ 令和2年3月13日

市議会事務局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市議会事務局の所管に属する平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査を行った。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、西郷宗範委員及び嘉山淳平委員は除斥とした。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則では、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないと規定されている。しかし、令和元年度旧軍港市議会議長会要望活動負担金の支出において、債権者の請求書が横須賀市議会議長あてのものであったので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(市議会事務局総務課)

イ 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、資料購入費（新聞購読料）が添付した領収書と異なる金額で計上されているものがあった（計上過多9円）ので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(市議会事務局総務課)

ウ 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、証拠書類と政務活動費収支報告書に記載された調査研究費の金額が合致しないものがあったので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(市議会事務局総務課)

エ 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則では、債権者から徴した領収書は、必ず品名の記入のあるものとする規定されている。しかし、2件の政務活動費収支報告書について、「封筒・紙代」及び「プリンタFAX等インク代」それぞれの購入に係る領収書に品名の記入のないものがあったので、市議会事務局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(市議会事務局総務課)

横須賀市監査委員公表

令和2年第8号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

令和2年3月30日付け横須賀市監査委員公表令和2年第2号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

令和2年8月11日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	西	郷	宗範
同	嘉	山	淳平

[環境政策部]

I 公園に関する計画の実施状況（環境政策部）

2 公園施設健全度調査及び長寿命化計画について

指摘1 「予防保全型の長寿命化対策の実施状況について」

平成27年3月の運動公園の長寿命化計画で市が予防保全型と分類した8施設について、市は劣化判定でC判定となった場合に長寿命化対策を実施することを基本方針としているが、不入斗公園の弓道場及び管理棟、大津公園のクラブハウス、相撲場更衣室及び管理棟、西公園の管理棟の計6施設について、いまだ長寿命化対策が実施されていない。

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに長寿命化対策を実施する必要がある。

措置の内容

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに長寿命化対策が実施できるよう予算の確保に努める。

指摘2 「定期的な健全度調査の実施について」

平成27年3月の運動公園の長寿命化計画で市が予防保全型と分類した8施設（追浜公園のスコアボード建屋及び硬式野球場（横須賀スタジアム）、不入斗公園の弓道場及び管理棟、大津公園のクラブハウス、相撲場更衣室及び管理棟、西公園の管理棟）について、市は5年に1度以上の健全度調査を行うこととしているが、平成26年度に実施して以降5年以上実施されていない。

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに健全度調査を実施する必要がある。

措置の内容

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに健全度調査が実施できるよう予算の確保に努める。

指摘3 「専門技術者による毎年の定期点検の実施について」

所管課によると専門技術者による定期点検は4年に1回の頻度で行っているとのことであった。市が定めた公共施設等総合管理計画の公園の点検・診断等の実施方針では、遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、日常点検の他に、専門技術者（有資格者）が遊具の診断を行う定期点検を原則年1回行うとしている。

そのため、公共施設等総合管理計画の公園の点検・診断等の実施方針に基づいて専門技術者（有資格者）による定期点検を毎年実施する必要がある。

措置の内容

国土交通省の指針に沿った点検実現のため、毎年の専門技術者による定期点検の必要性を訴え予算を要求する。

指摘 4 「耐震補強の実施について」

総合管理計画において、市は、公園内の建物について耐震化等を視野に入れた検討を行うこととしているが、昭和 56 年 6 月以前に建築されている施設の耐震補強の検討は実施されていない。昭和 56 年 6 月以前に建築された耐震補強が必要な施設は、27 施設あるため、総合管理計画の管理に関する基本的な方針に従って耐震補強の実施について検討を進める必要がある。

措置の内容

施設の老朽化や利用頻度、必要性などを考慮しながら、総合管理計画の管理に関する基本的な方針に従って耐震化等を視野に入れた検討を進める。

Ⅲ 公園建設事業（公園建設課）

6 公園墓地事業（特別会計）

6-2 指定管理業務

指摘 5 「管理業務の第三者への委託について」

「横須賀市公園墓地指定管理業務基本協定書」の第 15 条第 2 項において、「横須賀公園墓地管理グループ代表者西武造園株式会社（以下「乙」という）は、事前に横須賀市（以下「甲」という）の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならない。その場合は、甲に委託内容を報告しなければならない」と記載されており、管理に係る業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に市の承諾を得る必要がある。公園墓地業務のうち、施設の清掃や植栽管理については、指定管理者が第三者に委託しているため、市の事前承認が必要な業務である。この点を所管課に確認したところ、市は口頭で事前承認を行っているが、事前承認を行ったことが確認できる書類は残っていないとのことである。業務内容の一部は指定管理者では対応

できないため、第三者への委託が必要な業務とのことであるが、それであれば市への事前承認を徹底すべきであり、記録を文書として残すべきである。

措置の内容

公園墓地管理業務について、指定管理者が管理に係る業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に委託する業務内容と委託事業者を書面で市に報告することとし、文書として記録を残すよう事務を改める。

IV 公園管理事業（公園管理課）

2 公園管理事業

2-1 公園施設管理事業

指摘6 「予定単価の設定について」

植物管理業務の全15地区の入札における予定価格に対する落札金額の比率は、約49%～64%と低い水準にあるが、その原因は予定単価と契約単価の乖離によるものである。

市では、予定価格について、神奈川県県土整備局作成の「積算参考資料（土木工事編）」第1章総則1-2に記載の土木工事資材等単価表を基にした歩掛（以下、「県の積算単価」という。）に予定数量を乗じて算定しているが、横須賀市契約規則第9条第3項には、「予定価格は、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して予算の範囲内で適正に定めなければならない。」とあり、県の積算単価を優先すべきとする明文規定はない。しかし、市では、予定単価と契約単価が毎年乖離している状況にあるにも関わらず、県が単価を積算するにあたって調査した事業者や取引等の具体的な条件について把握することなく、県の積算単価を採用している。

県の積算単価はあくまでも参考値であり、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して、市の実態にあった単価積算の方法を検討する必要がある。

措置の内容

全庁的な課題であるため契約課へ申し入れをしていく。

指摘7 「予定数量の設定について」

植物管理業務の入札では、いずれの案件においても大幅な契約差金

（予定価格と落札金額の差額）が発生しているが、当該契約差金を最大限利用して追加発注を行った結果、実績金額（契約単価×実績数量）が落札金額（契約単価×予定数量）を上回っている。例えば、機械除草（肩掛式）の平成30年度の実績数量は予定数量の約2.5倍～9倍となっている。

これは、予定価格の算定において、県の積算単価を使用しなければならないという考えから、県の積算単価を所与のものとして、一定の予算額に収まるように予定数量を逆算で算出したため、実態と乖離した予定数量を設定したことが原因である。予定数量の多寡は、業者が入札で提示する単価等に影響を与える可能性があり、実態と乖離した予定数量を用いることで入札の公正性や経済性を阻害していると考えられる。予定価格は、地方公共団体の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、各年度において必要とする数量を適切に見積って積算する必要がある。

措置の内容

全庁的な課題であるため契約課へ申し入れをしていく。

指摘8 「分割発注による入札の回避（駐車場案内整理業務）」

燈明堂駐車場案内整理業務に係る4契約の仕様書及び特記仕様書に記載の業務内容は4期間とも同一であり、履行期間も連続していることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由は見当たらない。本業務について一括発注した場合には1,939千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（業務委託契約の場合は50万円）を超える金額となることから、前年度と同様の方法で安易に分割発注を行うことにより入札を回避しているものと考えられる。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

指摘9 「競争見積りの未実施（駐車場案内整理業務）」

随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して2人以上の者から見積書を徴するものとされている（横須賀市契約規則第20条）。

燈明堂駐車場案内整理業務に係る4契約については、いずれも契約の相手方である1者のみから見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

随意契約の執行に当たっても、競争性を確保することにより有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則第20条等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

指摘10 「分割発注による入札の回避（制御盤修繕）」

市役所前公園制御盤修繕業務に係る2契約については、故障した制御盤1機の配電盤とケースを同時に交換するものであり、同一の業者が同一の工期で工事を実施していることや、諸経費が一方の見積書のみに含まれていること等を踏まえると、実質的に一体の工事として発注しているものと考えられる。

本業務について一括発注した場合には2,462千円となり、横須賀市契約規則第21条第1号に定める少額随意契約の基準（修繕の請負契約の場合は130万円）を超える金額となることから、分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がない限り認められない方法である。仮に、横須賀市契約規則第20条等に示されている随意契約が認められる条件に該当すると考える場合には、その根拠を随意契約理由書に明記し、適切な承認手続を経る必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基

づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘11 「競争見積りの未実施（制御盤修繕）」

市役所前公園制御盤修繕業務に係る2契約については、いずれも契約の相手方である1者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争性を確保することにより有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則第20条等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

指摘12 「物品受払簿の不備」

公園のベンチ用板材の物品受払簿について、残数がマイナスとなっているものが大半を占めるなど、在庫数量の管理が適切に行われていない。物品受払簿は、保管中の物品の残数確認に欠かせないものであるため、物品の紛失・盗難の防止及び発見、適切な発注管理の観点から、物品受払簿を適切に作成する必要がある。

措置の内容

今後は、物品会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

2-2 猿島公園管理事業

指摘13 「分割発注による入札の回避（階段小破修繕）」

猿島公園階段小破修繕業務に係る2契約については、いずれも猿島公園管理棟周辺の木製階段を補修するものであり、工期も同一であることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由

はないものとする。本業務について一括発注した場合には1,864千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となることから、合理的な理由もなく分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘14 「競争見積りの未実施（階段小破修繕）」

猿島公園階段小破修繕業務に係る2契約については、いずれも契約の相手方である1者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上の者からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

指摘15 「分割発注による入札の回避（手摺小破修繕）」

猿島公園手摺小破修繕業務に係る3契約については、いずれも猿島公園園路の手摺を補修するものであり、工期も同一であることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由はないものとする。本業務について一括発注した場合には2,991千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となることから、合理的な理由もなく分割発注

を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘16 「分割発注による入札の回避（発電機修繕）」

猿島公園発電機修繕業務に係る2契約については、発電機1基の交換を行うものであり、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由はないものとする。本業務について一括発注した場合には2,600千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となることから、分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がない限り認められない方法である。仮に横須賀市契約規則第20条等に示されている随意契約が認められる条件に該当すると考える場合には、その根拠を随意契約理由書に明記し、適切な承認手続きを経る必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘17 「競争見積りの未実施（発電機修繕）」

猿島公園発電機修繕業務に係る2契約については、いずれも契約の相手方である1者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由が

ない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

2-3 公園維持補修事業

指摘18 「分割発注による入札の回避（人工芝小破修繕）」

佐原2丁目公園人工芝小破修繕業務に係る2契約については、サッカーグラウンド1面の人工芝のライン部分の補修工事を行うものであり、グラウンド全面の補修が必要なことは当初から想定されていたものである。また、サッカー場の月間予約一覧や工事写真帳を見る限り、両工事は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。また、仮にグラウンドを半面ずつ順次補修する場合でも、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由にはならないと考える。本業務について一括発注した場合には2,592千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となるところ、合理的な理由もなく分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘19 「競争見積りの未実施（人工芝小破修繕）」

佐原2丁目公園人工芝小破修繕業務に係る2契約については、いずれも契約の相手方である1者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上の者からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは

困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

3 公園災害復旧事業

指摘20 「分割発注について（倒木等処理業務）」

市は、長井海の手公園倒木等処理業務に係る4契約において、業務名を長井海の手公園倒木等処理業務としたうえで、No9～No12としてそれぞれ別工種であるため分割して発注を行っている。しかし、見積書を確認すると、No9は「堆肥舎屋根撤去」業務、No10は「堆肥舎屋根補修」業務となっており、堆肥舎屋根を撤去し、当該屋根を補修するという一連の業務となっている。また、施工者からの工事の報告資料として受領している工事写真を確認すると、「堆肥舎屋根撤去」と「堆肥舎屋根補修」で使用されている写真は同一の写真が混在していることから、両業務は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。この点について所管課に質問を行ったところ、「別の業務内容であるため、分割発注を行った」という回答であるが、上記に記載しているように当該業務は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。また、別の業務内容であったとしても、発注時の仕様等に定めればよく、業務を分割する合理的な理由にはならないと考える。

市は、契約規則第28条第1項の規定に基づき契約金額が300万円以下であることを理由に契約書の作成を省略しているが、本業務を一括発注した場合には8,949千円となり、契約書の作成を省略することは認められない。今後は安易に分割発注を行うことは避け、契約書の作成を適切に行う必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。